

## 外部業者から製品を調達するための 基本購買条件

2023年10月1日付

### 1. 注文及び注文の確定

- 1.1 受注から2週間以内に、サプライヤー（以下「供給業者」という）が書面で注文の受諾を確認（確定）していない場合、シーメンス・エナジー（以下「顧客」という）は注文を取り消すことができる。
- 1.2 かかる注文への変更、修正又は追加は、顧客がこれらの変更を書面で認めた場合のみ、契約の一部となるものとする。特に、供給業者の一般取引条件が本購入条件の内容に一致しているか、又は顧客がこれに拘束されることに書面で同意する場合に限り、顧客はかかる一般取引条件に拘束される。納入品又はサービスの受領、及び支払は当該同意を構成しない。
- 1.3 供給業者が提供するその他の書類（仕様、データシート、技術文書、広告資料、注文請書及び／又は出荷書類等）をいうが、これらに限らない。）に記載される規定で、法的条件、責任、使用制限、適用制限及び／又は適合性制限に関するもの、又は本購入条件の規定を変更するその他の規定は適用されないものとする。

### 2. 使用权

- 2.1 供給業者は顧客に対して、以下を行うための非独占的、譲渡可能、世界全域で有効、かつ無期限の権利を付与する。
  - 2.1.1 納入品及びサービス（関連文書を含む。）を使用し、他の製品に組み込み、及び頒布する。
  - 2.1.2 ソフトウェア及びその関連文書（以下総称して「本ソフトウェア」という。）をインストール、ローンチ、テスト及び操作する。
  - 2.1.3 上記第2.1.2条に基づく使用权を、関連会社、第三者請負業者、販売店及び最終顧客に対してサブライセンスする。
  - 2.1.4 上記第2.1.2条に基づく使用权を最終顧客に対してサブライセンスするための権利を、関連会社その他販売店に対して許諾する。
  - 2.1.5 本ソフトウェアを他の製品に組み込むために使用し、本ソフトウェアを複製し、又は関連会社、第三者請負業者若しくは販売店に本ソフトウェアを使用及び複製させる。
  - 2.1.6 本ソフトウェアを頒布し、販売し、賃貸し、リースし、ダウンロードできるように準備し、又は一般に入手可能にし（例えば、アプリケーションサービス提供又はその他の状況に関連して）、また、要求される範囲で本ソフトウェアを複製する。ただし、いずれの時点においても1度に使用するライセンスの数は、購入したライセンスの数を超過しないことを常に条件とする。
  - 2.1.7 上記第2.1.6条に基づく使用权を関連会社、第三者請負業者及び販売店に対してサブライセンスする。
- 2.2 上記第2.1条で付与される使用权に加えて、顧客、関連会社及び販売店は、最終顧客が各々のライセンスを移転することを許可する権限を有する。
- 2.3 顧客が付与するサブライセンスはすべて、本ソフトウェアに係る供給業者の知的財産権の適切な保護を含まなければならない。すべてのサブライセンスは、顧客が自らの知的財産権を保護するために使用する契約上の規定を含まなければならない。
- 2.4 遅くとも注文が確定した時点で、納入する製品及びサービスがオープンソース・コンポーネントを含むかどうかを、供給業者は顧客に通知するものとする。本条項において「オープンソース・コンポーネント」とは、変更及び／又は頒布する権利を伴うライセンス（例えば、GNUジェネラル パブリック・ライセンス（GPL）、GNUレクサー・ジェネラル・パブリック・ライセンス（LGPL）又はMITライセンス）に基づき、各々のライセンサーがユーザーにロイヤルティ無償で提供するソフトウェア、ハードウェアその他の情報をいう。供給業者が納入する製品及びサービスがオープンソース・コンポーネントを含む場合、供給業者

は適用されるすべてのオープンソースのライセンス条件を遵守するものとし、顧客にそれらすべての権利を付与するとともに、適用されるライセンス条件を遵守するために顧客が必要とするすべての情報を提供するものとする。供給業者はとりわけ、注文が確定した後速やかに、顧客に以下を引き渡さなければならない。

- 使用するすべてのオープンソース・コンポーネント目録に、関連するライセンス、そのバージョンを記載したものであって、かかるライセンスのテキスト全文をコピーしたものを含み、かつ、著作権及び／又は著作者への参照を含むもの。当該目録は理解できる構成で、かつ、目次を含まなければならない。
  - 関連するオープンソース・ソフトウェアのソースコード全文。これには、スクリプト及びこれを生成する環境に関する情報が含まれる（該当するオープンソースの状態が必要とする限りにおいて）。
- 2.5 供給業者が使用するオープンソース・ライセンスが、顧客の製品に影響を及ぼし得るコピーレフト型である可能性があるかどうかについて、遅くとも注文確定の時点までに、供給業者は顧客に書面で通知するものとする。本条項において「コピーレフト型」とは、オープンソース・ライセンス規定の要求により、供給業者の特定の製品及び当該製品から派生する製品が、そのオープンソース・ライセンス条件に従う場合のみ（例えば、そのソースコードが開示される場合のみ）再頒布することができるものをいう。供給業者が使用するオープンソース・ライセンスが上記に定義される「コピーレフト型」である場合、顧客はその情報を受領してから2週間以内であればこの注文を取り消す権利を有する。

### 3. 違反時の条件及び違約金

- 3.1 引渡しの適時性を確保する目的において、基準となる時点は、インコタームズ®2020に従い顧客が指定する仕向地／引渡地における受取日であり、また、据付、試運転又は調整サービスを伴う納入品について基準となる時点は、顧客が受領する日とする。
- 3.2 引渡し若しくは履行の遅延、又は調整の実施が予想される場合、直ちに顧客に通知し、その決定を求めものとする。
- 3.3 遅延が生じた場合で供給業者がかかる遅延に責任がないことを証明できないとき、遅延を生じさせた就業日1日につき、契約価格総額の0.3%（ただし合計5%を超えない）の違約金を顧客は請求することができる。納入品、サービス又は調整の受領時点において、適切な権利留保がなされなかった場合で、最終支払日までに権利留保がなされたとき、当該違約金は依然として請求可能である。
- 3.4 追加の権利その他の制定法上の権利は本書に影響を受けない。

### 4. 危険の移転、出荷及び履行地、所有権の移転

- 4.1 据付、試運転又はサービスを伴う納入品について、危険は受領時に移転し、また、据付又は試運転を伴わない納入品について、危険はインコタームズ®2020に基づく指定仕向地／指定引渡地において顧客が受け取った時点で移転するものとする。別段の合意がなされた場合を除き、以下の場合インコタームズ®2020のDDP:関税込持込渡（指定仕向地）条件が適用される。(a)供給業者の所在地及び指定仕向地が同国内にある、又は(b)供給業者の所在地及び指定仕向地が双方とも欧州連合国内にある。(a)にも(b)にも該当しない場合、インコタームズ®2020のDAP:仕向地持込渡（指定仕向地）条件が適用される。ただし別段の合意がなされた場合を除く。
- 4.2 別段の合意がなされた場合を除き、十分な梱包に係る費用は供給業者が負担するものとする。顧客が輸送費を負担した場合、本書第4.3条に定める情報と共に、出荷の準備ができていることの通知を受けるものとする。顧客の要請に応じて、供給業者はSiemens Energyドイツ本社（以下「Siemens Energy」という）の経路指示ツールを使用しなければならない。顧客が特定の配送方法を要請しておらず、又は自らによる運搬について契約の締結を要請していない限り、運送は可能な限りの最低価格であるものとする。Siemens Energyの経路指示ツールを使用しないことから生じる費用を含む、運送要件に従わないことから生じる追加費用は、供給業者が負担するものとする。

- のとする。インコタームズ®2020のDAP/DDP(指定仕向地)条件に同意する場合、顧客は輸送方法についても決定することができる。納期に間に合わせる必要があり高速配送を使用したことから生じる追加費用は、供給業者が負担するものとする。
- 4.3 各納入品には、内容の詳細を記載するパッキングノート又はデリバリーノート、及び完全な注文番号が含まれるものとする。
- 4.4 顧客の費用負担で、危険物を含む納入品の運送を供給業者が発注することに顧客と供給業者が合意する限りにおいて、供給業者は当該運送の発注時、法律上要求される必要な危険物データを、顧客が指定するフレイトフォワードに転送する責任を負う。これらの場合、供給業者は、利用する運送形態に関連する規則に則した梱包、表示、ラベル貼付等についても責任を負う。
- 4.5 顧客が供給業者に対して、初回の運送後、別形態の他の運送を予定していることを通知した場合、供給業者はかかる後続の運送を対象とする、危険物に関連する法律上の要件にも従うものとする。
- 4.6 所有権は、場合に応じて引渡し時又は顧客の受領時に移転するものとする。
5. 支払、請求書
- 5.1 別段の合意がなされた場合を除き、支払は60日以内に全額支払われるものとする。支払期間は、引渡し又はサービスが完了後すぐに開始するものとし、正確に発行する請求書の受領がなされる。
- 5.2 注文番号及び各品目の番号は請求書に詳細に記載されるものとする。かかる詳細の記載漏れがあった場合、請求書について支払義務が生じないものとする。請求書の写しには、複写であることを記すものとする。
- 5.3 供給業者が材料テスト、テスト記録又は品質管理書類その他の文書の提出を要求された場合、かかる文書の提出は、納入品又は履行の完全性に対する要件の一部であるものとする。不具合を理由として顧客が合理的な範囲で支払を相殺又は保留する場合、割引も許可されるものとする。
- 5.4 支払をすることは、その納入品又はサービスが契約に従って提供されたことを認めることにならない。
6. 受取時の検査
- 6.1 納入品が注文した製品の数及び種類であるかどうか、並びに外見から認識できる輸送による損傷その他の明らかな不具合があるかどうか、顧客は指定仕向地において受取時直ちに検査するものとする。
- 6.2 顧客がかかる検査過程又はその後のあらゆる段階において不具合を発見した場合、かかる不具合について供給業者に通知するものとする。
- 6.3 苦情は製品の引渡し又は履行から1か月以内に申し立てることができ、また、試運転、加工又は初回使用までに不具合が発見されなかった場合は、発見から1か月以内に申し立てることができる。
- 6.4 この場合、顧客は供給業者に対して、上記の検査及び通知義務以外に何らの義務も負わないものとする。
7. 保証
- 7.1 危険の移転前若しくは移転時、又は第7.8条若しくは第7.9条に定める保証期間中に不具合が発見された場合、供給業者は自らの費用負担で、かつ、顧客の裁量により、不具合を修理するか、サービスの再履行を実施するか、又は納入品を交換(調整)しなければならない。本条項は試作品テストによる検査対象となる納入品にも適用される。顧客の裁量は、公正かつ合理的に行使されるものとする。
- 7.2 顧客が設定する合理的な期間内に供給業者が不具合を調整(すなわち修理又は交換)しなかった場合、顧客は以下を行う権利を有する。
- 7.2.1 損害に対して責任を負うことなく、契約の全部又は一部を解約し、又は
- 7.2.2 価格の引き下げを要求し、又は
- 7.2.3 供給業者の費用負担で自らが修理、サービスの再履行、納入品の交換を行うか、又はこれらを実行させるために手配し、及び
- 7.2.4 履行の代わりに損害賠償を請求する。
- 調整の適時性を確保する目的において、基準となる時点は、仕向地での受取日である。
- 7.3 顧客が遅延その他の緊急を要する理由に対する自身の責任を回避するために直ちに調整することに特定の強い関心がある場合で、かつ、合理的な期間内に不具合を調整するよう供給業者に要求することが顧客にとって合理的ではない場合、第7.2条に基づく権利は追加の期限を設定することなく行使することができる。期限を定めることは必須事項ではないという法律上の規定は、本書により影響を受けず存続する。
- 7.4 上記の権利は不具合の通知日から1年で満了するが、いかなる場合においても、本条に定める保証期間の満了日前に満了しない。
- 7.5 追加の権利その他の制定法上の権利は本書に影響を受けない。
- 7.6 供給業者が事後の履行又は修理を提供した場合、第7.8条及び第7.9条に定める保証期間は再び進行を始めるものとする。
- 7.7 納入品に関する危険の移転にかかわらず、供給業者は調整に関連する費用及び危険を負担するものとする(例えば、返品費用、運送費用、取外し・再据付費用)。
- 7.8 材料不具合の保証期間は3年とする。ただし、これより長い期間を定める制定法上の規定がないことを条件とする。
- 7.9 瑕疵ある権原の保証期間は5年とする。ただし、これより長い期間を定める制定法上の規定がないことを条件とする。
- 7.10 据付又は試運転を伴わない納入品について、保証期間は顧客が指定する仕向地で受け取った時点で進行を始める。据付、試運転又はサービスを伴う納入品について、保証期間は顧客が受領した時点で進行を始める。顧客が自らの敷地の外で営業している場所に納入された場合、保証期間は最終顧客が受領した時点で開始し、いかなる場合においても危険の移転から1年以上に開始する。
8. 検証及び通知する供給業者の義務
- 8.1 顧客、供給業者のサプライヤー、製造業者その他の第三者が提供する原材料等のコンポーネントについて、供給業者は当該コンポーネントを受取時に、明らかな又は隠れた瑕疵があるかどうかを検査する義務を負う。かかる検査の過程において瑕疵が発見された場合、供給業者は自らのサプライヤーに直ちに通知するものとし、又は当該コンポーネントが顧客から提供されたものである場合は顧客に直ちに通知するものとする。
- 8.2 製品が第三者のいかなる権利も付随することなく引き渡されることが重要である。そのため、供給業者は所有権を検証し、産業財産権及び知的財産権に抵触している恐れがある場合に顧客に通知する義務がある。かかる義務の違反は、通常の出訴期限法に基づく期間の対象となる。
9. 品質マネジメント、第三者への委託
- 9.1 供給業者は品質マネジメントシステム(例えばDIN EN ISO 9001 認証に準拠したもの)を維持するものとする。
- 9.2 第三者への委託は、顧客の書面による事前の同意なく行ってはならず、これにより顧客は契約の全部又は一部を解約し、損害賠償を請求する権利を得る。
10. 提供された材料、情報
- 10.1 顧客が提供する材料及び情報は引き続き顧客の財産であり、顧客の財産として保管、表示され、かつ、法令で禁止される場合をのぞき、顧客に費用を負担させることなく個別に管理される。それらの使用は顧客の指示によるものに限る。供給業者が責任を負うべき価値の低減又は損失が生じた場合、それが単純な過失によるものであっても、供給業者は代替品を供給するものとする。これは割り当てられた材料の転送にも適用される。
- 10.2 材料及び情報が処理又は変換される場合、顧客のために行われるものとする。顧客は直ちに、その新たな又は変換された製品の所有者になる。法律上の理由によりこれが不可能である場合、処理又は変換中は常に顧客が新たな製品の所有者であることに顧客と供給業者は合意する。供給業者は追加費用を生じることなく新たな製品を顧客のために安全に保持するものとし、この際、商人としての注意義務を尽くす。

- を講じるよう義務を負わせるものとする。
11. ツール、型、見本、秘密保持
- 11.1 顧客が提供するツール、型、見本、原型、概観図、図面、標準仕様書、印刷テンプレート及び資料、並びにこれらから派生した資料は、顧客の書面による事前の同意がない限り、第三者に提供してはならず、契約で合意した目的以外の目的で使用してはならない。かかる資料は不正アクセス又は不正使用から保護されるものとする。供給業者がこれらの義務に違反した場合、追加の権利に従い顧客はかかる資料の返却を要求することができる。
- 11.2 納入品及びサービスを履行する状況における知識、発見、書類、委任事項、業務工程その他の情報であって、顧客から受領するか、又は顧客に関するもの、並びに第三者に関する契約の締結及び成果を、供給業者は秘密に取り扱うものとする。供給業者はまた、かかる情報が合法に公知とならない限りその期間中、又は顧客がそれぞれの場合についてその転送に書面で同意していない限りその期間中、契約期間後であってもこれらを秘密に保持するものとする。供給業者は秘密情報を、職務を果たすために当該情報が必要な従業員に限り提供するものとし、かかる従業員も当該情報を秘密に取り扱う義務を負うよう徹底するものとする。供給業者は当該情報を、納入品及びサービスを履行する目的に限り使用するものとする。顧客が第三者への委託に同意する限りにおいて、かかる第三者は当該条件に書面で同意するものとする。
12. 請求権の譲渡  
請求権の譲渡は、顧客の書面による事前の承諾がある場合に限り行うことができる。
13. 解除権及び解約権
- 13.1 法律により利用可能な契約を解約する権利に加えて、次の場合、顧客は契約の全部又は一部を解約することができる。(a)供給業者が引渡し又はサービスの遅延を生じさせ、かかる遅延が顧客の督促にもかかわらず、その督促受領から2週間を超えて継続する場合、又は(b)供給業者の責めに帰す事由があり、かつ、その状況における事情及び両当事者の利益を考慮した結果、供給業者による契約の遵守を、顧客が合理的に期待できない場合。これはとりわけ、供給業者の財務状況が実際に悪化し、又はその恐れがあり、そのため契約に基づく供給業者の義務の然るべき履行を脅かしている場合に適用される可能性がある。
- 13.2 供給業者の資産に関連して破産処理手続き又は類似の手続きが申し立てられ、又は開始された場合も、顧客は契約を解除することができる。
- 13.3 顧客が解除した場合、顧客は合理的な支払の対価として、供給業者が履行済みの現存する施設、納入品又はサービスを利用し続けることができる。
14. **Siemens Energy**のサプライヤーとしての行動規範、サプライチェーンのセキュリティ
- 14.1 供給業者は適用される法的制度の法律を遵守する義務がある。供給業者はとりわけ、能動的にも受動的にも、直接間接問わず、いかなる形態の贈収賄、従業員の基本的な人権の侵害、又は児童労働に関与しないものとする。さらに供給業者は、自らの従業員の安全衛生に責任を負い、適用される環境に関する法律に従って行動するものとする。供給業者は、いわゆる紛争鉱物の導入を回避するよう適切な措置を取り、原材料の原産地の透明性を創出し、かつ、自らのサプライヤーの間で本行動規範を奨励するために最善の努力を払うものとする。
- 14.2 供給業者は特に次のセキュリティに関して、組織として必要な教育を提供し、対策を講じるものとする。敷地のセキュリティ、包装、運送、ビジネスパートナー、人員及び情報。これは、WCO SAFE「基準の枠組み」に基づく国際的に定評のある各取組みの要件に従って(例えば、AEO(認定事業者)制度、C-TPAT(テロ行為防止のための税関・産業界パートナーシップ))、サプライチェーンにおけるセキュリティを保証するために行われる。供給業者は、顧客又は顧客が指定する第三者に提供する物品及びサービスを不正アクセス及び不正操作から保護するものとする。供給業者は、かかる物品及びサービスのために信頼できる人員のみを配置し、下請供給者に同等のセキュリティ対策
- 14.3 顧客が有し得る他の権利及び救済に加えて、顧客は供給業者が第14条に基づく義務に違反した場合に契約を解除することができる。ただし、供給業者による契約の違反が是正できる場合、顧客の解除権は、顧客が定める合理的な猶予期間内に供給業者がかかる違反を是正していないという但し書きの拘束を受ける。
15. 製品の適合性、規制物質申告を含む製品関連環境保護、危険物、労働安全衛生
- 15.1 欧州経済領域において供給業者が以後販売活動を行う事実を照らして、製品関連の制定法上及び法律上の要件が適用される製品、又は顧客が供給業者に通知する諸外国の要件が適用される製品を供給業者が納入する場合、供給業者は危険の移転時に製品がこれらの要件を満たすよう徹底しなければならない。さらに供給業者は、製品の各要件への適合性を証明するために必要なすべての書類及び情報を、要請に応じて直ちに顧客に提供できるよう徹底しなければならない。
- 15.2 注文時に適用されるいわゆる「申告される物質リスト」(<http://www.bomcheck.net/suppliers/restricted-and-declarable-substances-list>)に定める製品及び物質、又は制定法により課される物質制限及び/又は情報要件(例えばREACH、RoHS)の対象となる製品及び物質を供給業者が納入する場合、供給業者は製品の初回納入日までに、かかる物質を申告し、ウェブデータベースBOMcheck([www.BOMcheck.net](http://www.BOMcheck.net))で要求される情報を提供するものとする。制定法により課される物質制限に関して、上記は供給業者又は顧客が登記する場所又は顧客が指定する仕向地に適用される法律のみに適用されるものとする。
- 15.3 国際的な規則に基づき危険物として分類される物品が納入品に含まれる場合、供給業者は、供給業者と顧客との間で合意した様式で顧客に通知するものとするが、いかなる場合においても注文確定日までに通知する。第4.4条及び第4.5条の危険物に係る要件は影響を受けず存続する。
- 15.4 供給業者は、自らが雇用する人員の安全衛生に関する法律上のすべての要件を満たす義務を負う。供給業者は、自らの人員並びに納入品及びサービスを履行するために間接的に雇用する下請業者の安全衛生が保護されるよう徹底しなければならない。
- 16 サイバーセキュリティ
- 16.1 サプライヤーは、自らの製品および役務の他、サプライヤーの運営の秘密保持、真正性、整合性および可用性が保たれるよう、組織的および技術的に適切な措置を講じるものとする。前記の措置は業界の優良慣行に沿ったものとし、(該当する範囲で)ISO/IEC 27001またはIEC 62443などの標準に従って適切な情報セキュリティの管理システムを含める。
- 16.2 「サプライヤーの運営」とは、本契約を履行するにあたりサプライヤーが都度使用または処理する、すべての資産、プロセスおよびシステム(情報システムを含む)、データ(顧客データを含む)、社員、ならびに敷地を意味する。
- 16.3 製品または役務にソフトウェア、ファームウェアまたはチップセットが含まれる場合、
- 16.3.1 サプライヤーは、製品および役務における脆弱性、悪意のあるコードおよびセキュリティ上のインシデントを防止、識別、評価および修復するため、業界の優良慣行および(該当する範囲で)ISO/IEC 27001またはIEC 62443などの標準に従って適切な標準、プロセスおよび方法を実施するものとする。
- 16.3.2 サプライヤーは、製品および役務の合理的な耐用年数にわたり、脆弱性を是正するパッチをシーメンス・エナジーに提供するなど、製品および役務を修復、更新、アップグレードおよび保守するため、サポートを継続し、役務を提供するものとする。
- 16.3.3 サプライヤーは、製品に含まれる第三者のソフトウェアコンポーネントをすべて特定した部品表をシーメンス・エナジーに提供する。第三者のソフトウェアは、シーメンス・エナジーへの納入時において最新であるものとする。
- 16.3.4 サプライヤーは、製品に悪意のあるコードおよび脆弱性がないかをいつでも

試験する(または試験をさせる)権利をシーメンス・エナジーに許諾し(ただしシーメンス・エナジーは、前記の試験を行う義務を負わない)、シーメンス・エナジーを適切にサポートするものとする。

16.3.5 サプライヤーは、情報セキュリティに関連するすべての点に関して、(営業時間中に連絡可能な)連絡先をシーメンス・エナジーに提供するものとする。

16.4 サプライヤーは、サプライヤーの運営、役務および製品において情報セキュリティ上のインシデントが発生し、または発生した疑いがあり、および脆弱性が発見され、シーメンス・エナジーに重大な影響が及ぶ、または及ぶ可能性が高い場合にはその範囲において、速やかにシーメンス・エナジーにすべて報告する。

16.5 サプライヤーは、自らの委託先および仕入先にも合理的な期間内に本条の規定と同様の義務を負わせるよう、適切な措置を講じるものとする。シーメンス・エナジーが要請する場合、サプライヤーは、一般に公正妥当と認められる監査報告(例えばSSAE-16 SOC 2 Type II)など、自らが本条を遵守していることを示す書面による証拠を提供するものとする。

## 17. 輸出規制及び外国貿易データ規則

供給業者は、適用されるすべての輸出規制、関税規則及び外国貿易規則(以下「外国貿易規則等」という。)を遵守するものとする。輸出入及び再輸出の際にすべての外国貿易規則等を遵守するために顧客が要求する情報及びデータについて、供給業者は、受注から2週間以内に(変更がある場合には不当な遅滞なく)書面で顧客に通知するものとする。これには以下を含むがこれらに限らない。

- 米商務省規制品目リストに基づく輸出規制品目分類番号(ECCN)を含む、該当するすべての輸出リスト番号、及び
- 外国貿易統計向けの現行の品目分類に基づく統計品目番号及びHS(統一システム)コード、及び
- 原産国(非特恵原産地)。また、顧客の要請があった場合は、供給業者の特恵原産地の申告書(ヨーロッパ国のサプライヤーの場合)又は特恵証明書(非ヨーロッパ国のサプライヤーの場合)。

## 18. 留保条項

国内外の外国貿易の要件若しくは関税の要件、又は禁輸その他の制裁から生じる阻害により義務履行が妨げられた場合、顧客は契約を履行する義務を負わないものとする。

## 19. 代表顧客としての言及

顧客の書面による事前の承諾がある場合に限り、供給業者は顧客を代表顧客として言及し、及び/又は供給業者が顧客のために注文を履行している間に開発した製品若しくはサービスについて言及することが許されるものとする。

## 20. 個人情報

供給業者は、本契約を履行するにあたり、別紙④「個人情報保護規定」および個人情報の保護に関する法律その他の関連法規を遵守するものとする。

## 21. 附則

21.1 本購入条件の規定が特定の事項を規制していない範囲において、関連する制定法上の規定が適用されるものとする。

21.2 特に第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第14条、第15条、第16条及び第17条の条件への違反があったことで顧客が負う経費及び/又は損害について供給業者は責任を負うものとする。ただし、供給業者が当該違反に責任がない場合を除く。

## 22. 管轄地及び準拠法

22.1 日本の実体法が適用されるものとし、1980年4月11日の国際物品売買契約に関する国連条約の規定は排除する。

22.2 関連の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

## 23. 適用順序

顧客・供給業者間に、本基本購買条件と異なる書面による合意が別途ある場合、当該合意が優先される。

コンプライアンス規定

1. サプライヤー（以下「乙」という）は、別紙②「シーメンス・エナジーへのサプライヤーおよびビジネスパートナーのための行動規範」（以下「行動規範」という）に記されている方針や必要条件を遵守するものとする。
2. シーメンス・エナジー（以下「甲」という）が依頼した場合、乙は、年に一度を上限として、次のいずれかを甲に提供するものとする。
  - (1) 甲指定の書式による自己評価の結果
  - (2) 行動規範の遵守を保証するために乙が行なっている行動、または行うべき行動を記述した報告書であり、かつ甲がこれを承認するもの
3.
  - (1) 甲、甲から正式に委任された代理人、甲が指定し、かつ乙が合理的に受入れ可能とする第三者は、乙の施設内において、乙が行動規範を遵守していることを確認するための調査を実施する権利が付与されるものとする。ただし、かかる調査を行うことは甲の義務ではない。
  - (2) 甲は、あらかじめ乙に対し書面による通知を行った上で、乙の通常の営業時間中に、適用される情報保護法令に従って、調査を実施するものとする。この場合、甲は、乙の業務を妨害し、また乙が第三者との間で締結している秘密保持契約に違反してはならないものとする。
  - (3) 乙は、合理的な範囲内で調査に協力するものとする。
  - (4) 甲および乙は、それぞれ調査に関連して発生した費用を負担しなければならない。
4. 以下の場合、甲は、甲の有する他の権限および救済手段に加え、本契約および本契約に基づいて発行された購買注文を終了することができる。本契約の終了に関し、甲は、一切の責任を負わないものとする。
  - (1) 乙が行動規範に関し重大または反復的な違反をした場合。
  - (2) 第3項に規定される甲の調査の権利を乙が拒否した場合。
  - (3) 甲が乙に対し相当な催告をして、是正のために相当な機会を与えた場合であっても、甲は、その後、何らの責任を負うことなしに、本契約および本契約に基づく注文を終了させることができる。ただし、行動規範で規定する児童就労に関する要求と基本原則の違反の場合、または行動規範の環境保護要件を故意に履行しなかった場合、本催告と是正の規定は適用しないものとする。
  - (4) 第(1)号の重大な違反には、児童就労の事件、汚職・買収や贈収賄、行動規範の環境保護要件の遵守を怠ることが含まれるものとする。

本行動規範は、シーメンス・エナジーの物品および役務のサプライヤーおよびビジネスパートナーに課される基本的な要求事項を定め、その利害関係人および環境に対する責任について規定する。

シーメンス・エナジーのサプライヤーおよびビジネスパートナーは、本書をもって以下のことを表明する。

### 法の遵守

- ・ 適用される法制度における法令および規制を遵守すること。

### 基本的人権および労働慣行

人権侵害を生じさせるものおよび自ら人権侵害に関与することを防止し、国際的に宣言されたすべての人権が尊重されるようにする。女性、児童、移民労働者、または先住民といった弱い立場にある人またはそのような集団に属する人の人権が尊重されるよう、最大の配慮を払うものとする。

#### ➤ 強制労働の禁止

- ・ 奴隷的拘束、強制労働および人身売買に関与または貢献しないこと。

#### ➤ 児童就労の禁止

- ・ 15歳未満の労働者を雇用しないこと（ILO条約第138号の発展途上国例外条項の対象となる国においては14歳未満の労働者を雇用しないこと）。
- ・ 18歳未満の労働者を、ILO条約第182号に基づく有害危険業務に従事させないこと。

#### ➤ 従業員の差別禁止および尊重

- ・ 従業員に対し、その肌の色、人種、国籍、民族、政治的信条、社会的地位、障害、性別、性的自認および指向、婚姻歴、宗教的信条または年齢を問わず平等な機会と待遇を与えること。
- ・ 性的、威圧的、脅迫的、虐待的、搾取的な身ぶり、言葉遣い、身体的接触など、精神的虐待、セクシャルハラスメント、人種差別等、従業員の扱いとして許容できないものを容認しないこと。

#### ➤ 従業員の労働時間、賃金、福利厚生

- ・ 法的に認められる限り、従業員が労働組合を結成しまたは加入する権利、および団体交渉に従事する権利を認めること。従業員団体あるいは労働組合の構成員に対して冷遇または優遇しないこと。
- ・ 世界全域において、労働時間に関して適用されるすべての規制を遵守すること。
- ・ 世界全域において、公正な報酬を提供し、賃金および報酬に関して適用されるすべての法を遵守すること。
- ・ 国境を越えて人員が配置される場合、適用されるすべての法的要件、特に最低賃金に関する規制を遵守すること。

➤ 従業員の健康および安全

- ・ 労働の安全および衛生に関して適用法上のおよび国際的な標準に従って行動し、安全な労働条件を提供すること。
- ・ 従業員に教育を行い、健康と安全性の問題についての知識を得ていることを確認すること。
- ・ 合理的な職業上の健康および安全管理システムを確立し、使用すること<sup>1</sup>。

➤ 苦情処理体制

- ・ 本行動規範に対する違反が疑われるときに、従業員が保護の下で報告できる仕組みを利用できるようにすること。

環境の保護

- ・ 環境保護に関し、適用法上の規制および国際的な標準に従って行動すること。環境汚染を最低限に抑制し、環境保護のための継続的改善を行うこと。
- ・ 合理的な環境管理システムを確立すること<sup>1</sup>。

公正な経営慣行

➤ 汚職と贈収賄の禁止

- ・ 方法を問わず、汚職および贈賄を認めず、かつ直接または間接かを問わず関与しないこと。また、公的機関の意思決定に影響を与え、または不適切な優遇措置を得る目的で、民間部門の公的機関関係者または相手方に対して、何らかの利益の提供、受領および約束を行ってはならない。不適切なファシリテーション・ペイメントの提供、受領も行ってはならない。

➤ 公正な競争、独占禁止法および知的財産権

- ・ 国内外の競争法に従って行動すること。また、競合他社との間で、価格操作、市場または顧客の割当、市場分割または入札談合を行わないこと。
- ・ 他者の知的財産権を侵害しないこと。

➤ 利益相反

- ・ 社内および/またはシーメンス・エナジーに対し、取引上の関係に影響が及ぶ可能性があるすべての利益相反を回避および/または開示すること。また利益相反と思われるものを回避すること。

➤ マネーロンダリング、テロリストへの資金供給の禁止

- ・ 直接または間接かを問わず、マネーロンダリングまたはテロリストへの資金供給を幫助しないこと。

➤ データプライバシー

- ・ 個人データの秘密を保持し、責任をもって処理すること。各人のプライバシーを尊重し、個人データが実効的に保護され、適法な目的のみに使用されるようにすること。

➤ 輸出管理および関税

- ・ 輸出管理および関税に関して適用される法令および規制を遵守すること。

#### 鉱物の調達における責任

- ・ 紛争地域や危険地域から産出した原料、および人権侵害、汚職、武装集団の資金源または同様の悪影響を生じさせる者から調達した原料を製品に使用しないよう、合理的な努力をすること。

#### サプライチェーン

- ・ 取引のあるサプライヤーに対し本行動規範の原則を遵守させるよう、合理的な努力をすること。
- ・ サプライヤーの選定およびその取扱いについて公平の原則に従うこと。

[Code of Conduct \(siemens-energy.com\)](https://www.siemens-energy.com)

Export Control clause for Purchase Contracts

輸出管理規制

1. サプライヤー（以下「乙」という）は、本契約に基づき提供するすべての製品・サービスに対して適用される輸出規制・税関、外国貿易規制（以下、総称して「外国貿易規制」という）をすべて遵守し、必要な輸出許可を取得するものとする。ただし、外国貿易規制に基づき、乙以外の第三者またはシーメンス・エナジー（以下「甲」という）が輸出許可の申請を行うことを要求された場合はこの限りではない。
2. 乙は、甲に対し、可能な限り速やかに（遅くとも納品前までに）、製品・サービスの輸出入または再販売を目的とする再輸出を行う国で適用される外国貿易規制を遵守する上で必要とされる情報およびデータを、書面にて通知するものとする

乙が甲に提供しなければならない製品・サービスに関する情報は、以下のとおりとする。

- 米国通商管理リストに基づく規制品目番号(ECCN)  
※製品が米国の輸出管理規制に該当する場合
- 該当するすべてのリスト規制品目番号
- 輸出入統計品目表に基づく統計品目番号および HS コード
- 原産地（非特惠原産地）
- 乙による特惠原産地の申告書（欧州のサプライヤーの場合）または特惠原産地証明（欧州以外のサプライヤーの場合）  
※甲の要請があった場合

3. 製品・サービスの原産地または特性もしくは適用される外国貿易規制に変更が生じた場合、乙は可能な限り速やかに（遅くとも納品前までに）、輸出管理規制に要する情報を更新するものとする。乙はかかる輸出管理規制に要する情報の誤りに起因して甲に生じたすべての費用および損害につき、全責任を負うものとする。
4. 本契約の履行における甲の義務は、当該履行が国内および国際的貿易および通関に関する条件または禁輸措置（もしくはその他の制裁措置）から生じるいかなる障害にも妨げられないことを条件とする。

## 個人情報保護方針

シーメンス・エナジー株式会社（以下、当社）は、個人情報保護法、及び関連法令等を遵守し、お客様を特定できる情報（以下、個人情報）を適正に取り扱うことが企業の重要な社会的責務であるとの認識に基づき、個人情報保護方針を定めております。

### 1. 個人情報の管理体制の確立

当社は、役員及び従業員等に個人情報保護の重要性を認識させるとともに、個人情報を厳格に管理するための体制を確立維持し、これらの継続的な改善に努めます。

### 2. 安全対策の実施

当社は、個人情報の安全性を確保するため、個人情報へのアクセス管理、外部からの不正アクセスの防止等の対策を実施し、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止に努めます。また、当社は、個人情報の漏えい事故等が発生した場合には、事実関係と原因の調査、二次被害の防止策及び再発防止策等を実施し、適切に対応いたします

### 3. 個人情報の取り扱い

#### 1) 個人情報の利用目的

当社の事業活動における個人情報の利用目的は以下の通りです。

- a. 商談及び打ち合わせにおける連絡
- b. 当社との間で締結した契約の履行
- c. 新製品情報の提供や各種催物・セミナー等の案内
- d. 刊行物の送付、電子メール配信サービスの提供
- e. 顧客満足度調査・商品開発・モニター等のアンケート調査の実施及びその結果に関する情報分析
- f. 採用応募者（インターンシップ含む）への連絡及び情報提供
- g. 官公庁への報告及び届出
- h. お問い合わせへの対応
- i. 上記以外で、ご本人様の同意を頂いた目的の範囲内

#### 2) 電話通話録音について

当社では、お電話によるお問い合わせを受けた場合、その内容を正確に把握するために、通話内容を録音することがあります。

#### 3) クッキー（Cookie）の使用について

当社のウェブサイトでは、お客様に最適のサービスを提供するためにクッキー（Cookie）を一部使用して

おります。このクッキー (Cookie) から個人を特定できるような情報を得ることはありません。

#### 4) 個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご提供いただいた個人情報を第三者に提供いたしません。

- a. ご本人様の同意を得ている場合
- b. 法令等に基づき開示が認められる場合

#### 5) 個人情報の共同利用

当社は、以下の範囲において個人情報を共同利用いたします。

- a. 共同利用する個人情報の項目  
氏名、所属組織名、役職名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、年齢等
- b. 共同利用する者の範囲  
ドイツのシーメンス・エナジー本社 (以下 SE ) 及び SE が直接または間接的に 50% 超の株式を保有する会社
- c. 共同利用する目的  
「3. 個人情報の取り扱い 1) 個人情報の利用目的」に同じ
- d. 共同利用の管理に責任を有する者  
シーメンス・エナジー株式会社

#### 4. 開示等の請求手続

当社は、個人情報の開示、変更、削除等について、以下の手続を定めます。

##### 1) 請求の方法

所定の請求書様式に必要事項を記載の上、ご本人様確認書類を添付いただき、「5. 個人情報に関するお問い合わせ先」までご郵送にてご請求ください。

##### 2) 所定の請求書様式

- a. 個人情報の開示等請求書
- b. 個人情報の訂正・利用停止等請求書

##### 3) 手数料

- a. 個人情報の開示等: 1 件のご請求につき 1,000 円を申し受けます。手数料は請求書のご提出後に、当社がお知らせする銀行口座へお振り込みいただきます。なお、振込手数料はご本人様負担とさせていただきます。
- b. 個人情報の訂正・利用停止等: 手数料は発生いたしません。

##### 4) ご本人様確認書類

- a. ご本人様による場合は、運転免許証、健康保険証、パスポート等、ご本人様確認が可能な公的証明書のコピー

b. 代理人による場合は、ご本人様及び代理人の方のご本人様確認書類、ご本人様の署名捺印済みの委任状及び印鑑証明証

5) 注意事項

法令等によりご回答できない場合でも、手数料の返金はいたしません。

5. 個人情報に関するお問い合わせ先

〒141-8641

東京都品川区上大崎 3-1-1 JR 東急目黒ビル 4F

シーメンス・エナジー株式会社

コンプライアンス&RIC 部

メールアドレス:[sekk\\_ric\\_and\\_compliance.jp@siemens-energy.com](mailto:sekk_ric_and_compliance.jp@siemens-energy.com)

2023年10月1日